

## 病院群輪番制運営事業補助金交付要綱

令和2年3月23日 局長決定

### (目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人神戸市第二次救急病院協議会（以下「協議会」という。）が実施する病院群輪番制運営事業に関する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

### (対象経費)

第2条 補助事業の対象となる経費は、協議会が当該年度内に実施する病院群輪番制運営事業に要する経費とする。

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で、市長が特に認める場合を除き、別表1に定める額を限度とする。

2 当番日数は、別表2に定める基準日数から算出するものとする。

### (交付申請)

第4条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を、当該補助事業を実施しようとする年度の5月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) 補助事業に係る収支予算書

### (交付の決定)

第5条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により、速やかに申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不適當である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類により、速やかに申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金不交付決定通知書（様式第3号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

### (補助事業の変更等)

第6条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第6号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第7条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告するときは、次に掲げる書類を、当該補助事業の完了後、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書（様式第8号）
- (2) 事業の実施状況が分かる書類
- (3) 補助事業に係る収支決算書

（交付額の確定）

第8条 市長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

- (1) 補助金額確定通知書（様式第9号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

（補助金の請求）

第9条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第10号）を前条の確定通知を受領後ただちに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により当該補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成18年4月1日より協議会が実施する病院群輪番制運営事業等について適用する。
- 2 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成20年7月30日から施行する。ただし、平成20年4月1日から適用する。

- 5 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この要綱は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。
- 7 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この要綱は、平成 25 年 3 月 19 日から施行する。ただし、平成 24 年 10 月 1 日から適用する。
- 9 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 10 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 11 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 12 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 (第3条関係)

	交付額 (上限)
①内科系・外科系輪番病院	平日夜間 244,840円×当番日数
	土曜昼間 178,940円×当番日数
	土曜夜間 244,840円×当番日数
	休日昼間 359,140円×当番日数
	休日夜間 656,860円×当番日数
	ゴールデンウィーク加算額 (昼間) 8,978円×当番日数×10病院
	ゴールデンウィーク加算額 (夜間) 16,421円×当番日数×10病院
	年末年始加算額 (昼間) 12,569円×当番日数×10病院
	年末年始加算額 (夜間) 22,990円×当番日数×10病院
	内科系・外科系輪番病院加算額 5,000,000円×1年
②脳疾患輪番病院	17,894円×当番日数×2病院
③循環器疾患輪番病院	17,894円×当番日数×2病院
④小児疾患輪番病院	68,310円×当番日数×1病院
	ゴールデンウィーク加算額 (昼間・夜間) 17,077円×当番日数×1病院
	年末年始加算額 (昼間・夜間) 23,908円×当番日数×1病院
	夜間加算額 19,770円×当番日数×1病院
	夜間加算額は、夜間加算 (労働基準法第37条第1項及び第3項に定める割増賃金 (時間外(125/100以上)及び深夜(150/100, 160/100又は125/100以上)) ) を手当てしている場合に交付する。

⑤整形外科輪番病院	17,894円×当番日数×3病院
	ゴールデンウィーク加算額（昼間・夜間）
	4,473円×当番日数×3病院
	年末年始加算額（昼間・夜間）
⑥その他専門科目輪番病院	6,262円×当番日数×3病院
	17,894円×当番日数×2病院
	ゴールデンウィーク加算額（昼間・夜間）
	4,473円×当番日数×2病院
⑦当番支援病院	年末年始加算額（昼間・夜間）
	6,262円×当番日数×2病院
	13,570円
	当番空白日において診療可能な科目を、協議会使用している救急医療情報システムを通じて公開している場合に交付する。
⑧事務経費	2,000,000円
	当番病院の編成等、事業の運営に必要な事務経費とする。
<b>【備考】</b> ②～⑥については、当番空白日であっても積極的に受け入れ可能な診療科目を救急隊向けに公開している病院があれば、当番日と同様の単価を適用し、補助金を交付する。	

別表2（第3条関係）

区分	対象時間		基準日数
夜間	午後6時から翌午前8時まで診療を行うもの		1日
休日昼間	午前8時から午後6時まで診療を行うもの		1日
土曜昼間	小児科以外	午前12時から午後6時まで診療を行うもの	0.5日
	小児科	午前8時から午後6時まで診療を行うもの	1日
<b>【備考】</b> 休日とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定められる休日及び年末年始をいう。 年末年始とは、12月29日から1月3日までをいう。 ゴールデンウィークとは、5月3日から5月5日までをいう。			